

新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の特典の適用に係る申告書

① 申告日をご記入ください。

② 所有者の方の住所(法人の場合は所在地)、氏名(法人の場合は名称)をご記入ください。

令和●●年●●月●●日	所有者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	大阪市北区中之島1-3-20
	氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)	フリガナ オオサカ タロウ 大阪 太郎

③ 申告対象となる家屋の所在などをご記入ください。

大				規定により、次のとおり申告します。			
家屋の所在	大阪市北区中之島1丁目●番地●●						
家屋番号	●-●●	種類	居宅				
構造	木造	床面積	100.00	㎡			
建築年月日	令和●●年●●月●●日	人の居住の用に供する部分の床面積	100.00	㎡			
備考(大阪州市税条例附則第 条 項に規定する期間内に提出することができなかった場合は、その理由)							
記載方法や添付書類など、ご不明な点がございましたら、家屋のある区を担当する市税事務所へお問い合わせください。							
※処理	台帳異動			※決裁	令和 年 月 日		人員

※印の欄は、記載しないでください。

(注1) 申告書には、必要書類等を添付してください。

(注2) 申告書を提出する日が、新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日を経過した日以後になる場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

申告書に添付する必要書類

長期優良住宅の認定に係る通知書(認定通知書、変更認定通知書、承認通知書のいずれか)の写し

(注) 区分所有家屋の管理者等の方が変更認定通知書の写しを提出される場合、申告書の提出は不要です。

対象となる住宅の要件について

住宅部分の床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡、サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅の場合は30㎡)以上280㎡以下であること。

なお、共同住宅などで、屋内にある廊下、階段、エレベーターホール等の共用部分がある場合は、この部分の床面積を各戸の床面積の割合に応じて按分し、按分後の各戸当たりの床面積で判定します。

また、店舗付き住宅のように住宅部分と住宅以外の部分とがある場合は、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上となるものに限られます。

減額される期間について

- 中高層耐火建築物・・・・・・新築後7年間
- 上記以外の住宅・・・・・・新築後5年間